議題1：株式会社ゆうちょ銀行の振替手数料等の支払い方法について

資料1

| 市名 | | 各市の状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | （1）事務担当課 | （2）ゆうちょ銀行への手数料の支払い方法 | （3）（2）の根拠 | 添付資料No. |
| 1 | 名古屋市 | 会計室出納課 | 毎月、資金前渡により担当課職員（出納課長）に資金を交付し、庁舎内郵便局の職員に担当課まで来ていただいて、支払手続きを行っています。 | 名古屋市会計規則（一部抜粋）<br>第74条　令第161条第1項第17号の規定に基づき、本市職員をして現金支払をさせるため、その資金を前渡することができる経費は、次の各号に掲げるものとする。<br>(8) 手数料 | |
| 2 | 豊橋市 | 財務部　納税課 | 現金輸送等の安全性を考慮して、ゆうちょ銀行に資金前渡職員の口座を作成し、その口座に対し資金前渡し、担当者がゆうちょ銀行に行き口座からお金を引き出し支払いをする | 豊橋市予算決算会計規則第66条に資金前渡できる項目として（10）株式会社ゆうちょ銀行及び日本郵便株式会社に対して直接支払を必要とする経費を記載している | 1-1 |
| 3 | 岡崎市 | 会計課　（予算は事業担当課＝納税課・国保年金課・長寿課他） | 予算計上している事業課より執行委任を受け、会計課で支出負担行為を起こし支払い事務を行う。<br>支払方法は、支払日付けでゆうちょ銀行に設けた会計課職員の資金前渡者口座に資金を振り込んでおき、当日、資金前渡職員がゆうちょ銀行に出向いて、ゆうちょ銀行の窓口にて資金前渡者口座からの出金と貯金事務センター振替口座への払い込み手続きを行う。 | ・地方自治法施行令第１６１条17項（資金前渡）「経費の性質上現金支払いをさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの」<br>・岡崎市予算決算及び会計規則第９８条９項（資金前渡のできる経費の指定）「職員が直接支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような手数料及び委託に要する経費」<br>ただし、総務文書課からは「直接支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼす」ものに含める解釈でなく、「ゆうちょ銀行の手数料の支払」についての項目を追加すべきではないかとの意見があり検討中である。 | 議題添付資料 |
| 4 | 一宮市 | 納税課がとりまとめ、各担当課で支払手続きを行う。 | 毎月ゆうちょ行員が来庁し、窓口にて現金で支払いをする。 | 双方の協議により決定。 | |
| 5 | 瀬戸市 | 会計課 | ゆうちょ銀行員による集金です。<br>払込み期限日に資金前渡の方法により現金化し、集金時に現金と「電信払込み請求書・電信振替請求書」渡したうえで、処理いただいています。 | 瀬戸市会計規則第１５条第１項１４号「債権者の請求により特に現金支払をする必要がある経費」に基づいています。 | 1-2 |
| 6 | 半田市 | 口公(かくこう)手数料は収納課、口座振替手数料は各担当課 | 現金払い | 半田市財務規則第５６条（直接払）第１項及び第２項 | 1-9 |
| 7 | 春日井市 | 口座振替収納を行っている各課（収納課、住宅施設課、学校給食課） | 銀行窓口へ現金を持参し、支払いを行っている。 | 毎年、指定金融機関とゆうちょ銀行との間で締結した「春日井市収納代理金融機関の公金の一部取扱いの事務に関する契約書」の中で事務取扱い経費については、春日井市とゆうちょ銀行とで定めることとしており、「春日井市公金収納事務取扱手数料に関する協定書」で取扱手数料を定めている。 | |
| 8 | 豊川市 | 市税等口座振替の手数料は、収納課がとりまとめの担当を行っております。<br>市税等納入通知書の手数料は、会計課で担当しております。 | 市税等口座振替の手数料は、各課から口座払いでゆうちょ銀行へ年2回支払っています。<br>市税等納入通知書の手数料は、会計課で現金払いをし、ゆうちょ銀行へ年4回払い込んでいます。 | 通常の精算払いのため、根拠はありません。 | |
| 9 | 津島市 | 事務は各課で行っている。 | ゆうちょ銀行へ出向き、現金で支払っている。 | 慣例により、現金支払いとなっている。 | |
| 10 | 碧南市 | 会計課 | 現金を郵便局に持参して支払っています。（年2回） | 碧南市財務規則第５８条8号により「前各号に定めるもののほか、直接支払いをしなければ事務の執行に支障を及ぼすと認められる経費」 | |
| 11 | 刈谷市 | 会計課 | 現金払 | 本市は、株式会社ゆうちょ銀行に現金で支払い、領収書を支出命令書の裏面に添付しています。 | |
| 12 | 豊田市 | 納税課 | 資金前渡による現金の持ち込み | 豊田市予算決算会計規則第５３条第４号 | 1-3 |
| 13 | 安城市 | 会計課 | 指定金融機関の自己宛小切手 | 安城市予算決算会計規則では、詳細な規定は有りません。（現金払の安全を強化した、実務上の支払手段。） | |
| 14 | 西尾市 | 収納課 | 各課により3か月毎現金払いの支出調書にて出金し、収納課職員が一括して現金を郵便局に持ち込んで支払いをしています。 | 「西尾市予算決算会計規則」にて所管の属する事務を委任していますが、委任事務の明言はしていません。 | |
| 15 | 蒲郡市 | 件数等のとりまとめは会計室。支払いは各課。 | 手数料分を口座にのこし、公金振替で不足分を補う。 | なし。 | |
| 16 | 犬山市 | 支払調書は振替を行った税等に応じ各課で作成。支払手続きは会計課で行う。 | ゆうちょ銀行の市の公金口座から月末に引き落とし。 | 公金収納事務取扱いに関する契約書第6条第2項 | |
| 17 | 常滑市 | 会計課 | 小切手 | 常滑市予算決算会計規則<br>第７５条　会計管理者等は、次の各号のいずれかの方法により支払うものとする。<br>（１）　小切手の振出し<br>（２）～（７）　略 | |

| 市名 | | 各市の状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | （1）事務担当課 | （2）ゆうちょ銀行への手数料の支払い方法 | （3）（2）の根拠 | 添付資料№ |
| 18 | 江南市 | 会計課 | 金融機関で小切手を発行してもらい、郵便局へ持参して支払いをしています。 | 納付書窓口払のため | |
| 19 | 小牧市 | 会計課 | 本来、手数料は指定金融機関公金口座からゆうちょ銀行に支払うが、ゆうちょ銀行に市公金を管理する口座があるため、そこから月末に手数料を自動引落している。<br>そのため、ゆうちょ銀行口座から指定金融機関公金口座への資金振替の際には、手数料分を差し引いた金額で振替処理を行う。なお、手数料分については、支出票を作成しゆうちょ銀行からの振替分として合わせて指定金融機関公金口座へ入金する。 | | |
| 20 | 稲沢市 | 収納課 | ・振替に関する取扱料金を名古屋貯金事務センターが請求する振替月まとめ料金通知書により小切手にて支払う。<br>・小切手の受渡しについては、ゆうちょ職員が会計課に受取りに来る。 | 株式会社ゆうちょ銀行による公金の取扱いに関する要綱第6条による | 1-4 |
| 21 | 新城市 | 税務課 | 税務課より該当する各課へ件数を案分し、各課から資金前渡により現金化。郵便局員に来庁していただき、まとめて会計課より支払（半年に1回） | 予算決算会計規則　第61条第1項第9号 | 1-5 |
| 22 | 東海市 | 会計課 | ゆうちょ銀行の市指定口座から月末に自動で引き落とされる。 | | |
| 23 | 大府市 | 税務課（起票）・会計課（払込） | 現金を持ち込んで窓口で支払。支払回数は半年に1回。 | 地方自治法施行令第161条第1項第17号<br>大府市予算決算会計規則第61条第1項第7号（添付） | 1-6 |
| 24 | 知多市 | 出納室 | （株）ゆうちょ銀行から、前月分の払込済件数を口座番号別に取りまとめ、「振替月まとめ料金ご案内」のはがきが毎月送付されてくるので、証拠書類として、ゆうちょ銀行が窓口に来庁するのに合わせて、資金前途により現金で払込んでいます。その後、「振替払込金受領証・振替受付票」が送付されてくるので、領収書として精算しそれを添付書類としています。 | 手数料の請求については、（株）ゆうちょ銀行の知多市公金収納事務取扱手数料にかかる協定書で締結しています。 | |
| 25 | 知立市 | 各課（税務課、環境課等） | 各課にて資金前渡により郵便局へ現金持込。 | 不明 | |
| 26 | 尾張旭市 | 収納課にてとりまとめ（ただし、水道事業については上水道課） | 郵便振替（会計課職員がゆうちょ銀行窓口へ小切手と電信払込請求書を提出して払込みをしています。） | ゆうちょ銀行からの要望。 | |
| 27 | 高浜市 | 支出手続事務は関係部署が行い、取りまとめは会計グループ（課）が担当しています。 | 会計グループ職員が、支払総額を毎月、納期限までに現金を郵便局に持ち込み、納入しています。 | 会計管理者宛てに払込案内があり、先例に基づいています。特に根拠はありません。 | |
| 28 | 岩倉市 | 該当各課。 | 月末に前月分が指定の口座から引き落とされ、その後システム上で繰替払い処理を行っている。 | 地方自治法施行令１６４条。 | |
| 29 | 豊明市 | 出納室にて手数料内訳書を作成し、それにより担当課で支払事務を行っています。 | 毎月２３日に現金化された手数料を出納室職員が郵便局で出金・払込の手続きを行っています。 | ゆうちょ銀行の手数料にかかる出納事務については、特に明記されたものはありません。<br>「豊明市出納職員に関する規則」において、出納室に所属する分任出納員の行う事務として、現金及び物品の出納、保管及び記録管理に関することとして定めています。 | |
| 30 | 日進市 | 会計課 | 資金前渡により現金で支払い。（調書は、各所属が作成。資金前渡員は、各所属長より会計課職員を指定。）なお、受け渡しは、職員給与日に財形の集金でゆうちょ銀行の方が来庁される折に、預かっていただいている。 | 日進市予算決算会計規則　第７４条（資金前渡）による。 | 1-7 |
| 31 | 田原市 | 会計課 | 各課からの手数料を毎月の給料日に、ゆうちょ銀行の職員が会計課に集金に来るので、電信振替請求書と現金を渡し、ゆうちょ銀行の会計管理者名義口座に振込手続きをしてもらい支払いをしている。 | 田原市財務規則第８３条第２項 | 1-8 |
| 32 | 愛西市 | 会計室 | 毎月月末までにゆうちょ銀行へ現金を持ち込んで払込みをしている。 | 特に根拠は設けていない。 | |
| 33 | 清須市 | 会計課 | 現金 | 地方自治法施行令第１６１条第１項第１１号 | |
| 34 | 北名古屋市 | 会計課 | 毎月、1か月分の料金請求の葉書がゆうちょ銀行から送付されるので、その請求金額を当座小切手で支払っている。 | 北名古屋市予算決算会計規則第７５条1号による | |
| 35 | 弥富市 | 会計課 | 関係課が支出命令(年2回)し、その都度会計課職員がゆうちょ銀行の窓口へ行き納付 | なし | |
| 36 | みよし市 | 納税課 | ㈱ゆうちょ銀行の振替手数料は、納税課で取りまとめ、半年に1回資金前渡で納税課の資金前渡員に現金を支出し、その資金前渡員が郵便局にて直接振替手数料を払い込んでいます。 | | |
| 37 | あま市 | 収納課 | 半期毎に、各課が支払伝票を作成し、収納課が取りまとめ、現金にて郵便局へ入金。 | | |
| 38 | 長久手市 | 収納課（予算管理、起票）、会計課（支払事務） | 前月分の払込済み件数を基に、当月ゆうちょ銀行から請求通知がくる。会計上の収支を合わせた上、月末にゆうちょ銀行口座から手数料分を相殺する形で口座振替で支払っている。 | 株式会社ゆうちょ銀行との長久手市公金収納事務取扱い手数料にかかる協定書（平成21年度から。毎年度更新。）第1条第2項に基づく。 | |